平成２２年（フ）第５１号
埼玉県深谷市緑ヶ丘５番18号　コーポＫＡＲＡＳＡＷＡ103号
債務者　尾崎　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２４号
千葉市稲毛区宮野木町823番地の６
債務者　奥田　雅子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１号
神奈川県秦野市平沢1079番地
債務者　大山口英明
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３４号
神奈川県平塚市明石町30番16―２号
債務者　三上　孝治
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３６号
神奈川県平塚市明石町24番25―207号　ライオンズプラザ平塚
債務者　山田真理子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1804番地の13
債務者　谷藤　祐花
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４９号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目642番地　エトワール薬師台406号
債務者　三觜　　進
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５４号
神奈川県秦野市水神町３番21号
債務者　栗原　敏和
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２号
京都府宇治市伊勢田町南山16番地　北川マンション3007号
債務者　前田小夜子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
京都市伏見区醍醐東大路町17番地　岩田方
債務者　東洋寝装こと　岡﨑修一郎
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
京都府城陽市久世下大谷６番地の275
債務者　藤井　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後67番地14
債務者　梅本　裕美
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
京都市伏見区向島藤ノ木町72番地９　向島ニュータウン９―１棟206号
債務者　吉原　美和
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
京都府宇治市木幡御蔵山39番地の1515
債務者　上田ひろみ（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
京都府城陽市寺田築留26番地の19
債務者　濱川工業こと　濱川　智彦
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
京都市右京区西院西貝川町30番地の１
債務者　樋口　　章
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
横浜市栄区若竹町５番５号　Ｋハイツ Ａ―101
債務者　神保　　清
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部